

令和6年玄海町議会定例会6月会議会議録

招 集 年 月 日	令和6年1月5日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和6年6月3日午前10時00分		議 長	上 田 利 治 君	
	散 会	令和6年6月3日午後0時47分		議 長	井 上 正 旦 君	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	7 番	井 上 正 旦 君		6 番	宮 崎 吉 輝 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企画商工課長	熊 本 秀 樹 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福祉・介護課長	中 山 ふ み 君	
	こども・ほけん課長	黒 田 佐 織 君		農林水産課長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	鈴 木 博 之 君		生活環境課長	山 口 三 成 君	
	教 育 課 長	加 納 晴 美 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	中 村 大 造		議会事務局書記	渡 辺 健 太	

令和6年玄海町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

令和6年6月3日 午前10時再開（開議）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会議期間の決定について

日程3 議長辞職の件について

（追加）

日程1 議長の選挙について

日程2 会議録署名議員の追加指名について

日程3 議席の一部変更について

日程4 議会運営委員会委員辞任の件について

日程5 議会運営委員会委員の選任について

午前10時 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年玄海町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番井上正旦君、6番宮崎吉輝君を指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 6 月会議の会議期間は、本日 6 月 3 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 6 月会議の会議期間は、本日 6 月 3 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 議長辞職の件について

○議長（上田利治君）

日程 3. 議長辞職の件についてを議題といたします。

本件につきましては、私の一身上の件でございますので、ここで副議長と交代いたします。

〔議長、副議長が交代〕

○副議長（池田道夫君）

それでは、地方自治法第106条第 1 項の規定により、これよりは私が議長の職務を行います。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、10番上田利治君の退場を求めます。

（午前10時 2 分 10番上田利治君 退席）

○副議長（池田道夫君）

それでは、会議を続けます。

会議規則第91条第 2 項の規定により、令和 6 年 5 月 23 日付で10番上田利治君より議長職の辞表が提出されていますので、職員に朗読させます。

暫時休憩します。

午前10時 3 分 休憩

午前10時 5 分 再開

○副議長（池田道夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会事務局長（中村大造君）

辞任届を御報告させていただきます。

玄海町議会副議長 池田道夫殿。辞任届。一身上の都合により、6月3日をもって議長職を辞任する。令和6年5月23日。玄海町議会議長 上田利治。

以上でございます。

○副議長（池田道夫君）

お諮りいたします。申出のとおり、10番上田利治君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

異議なしと認めます。よって、10番上田利治君の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、上田利治君の入場を許可します。

（午前10時6分 10番上田利治君 復席）

○副議長（池田道夫君）

先ほど議長辞職の件につきまして審議しました結果、異議なく許可されましたので、ここに報告します。

10番上田利治君から挨拶をさせていただきたいとの申出があつておりますので、挨拶をお願いします。

10番上田利治君。

○10番（上田利治君）

議長退任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成25年9月30日より岩下前議長の後を受け、今日まで10年8か月の長きにわたり議長を務めさせていただきました。今は、やるべきことは全てやり遂げたという思いであります。

この間、いろいろな思い出や出来事がございましたが、特に議長就任時から議会改革の必要性を訴えてまいりました。そのかいあつて議会の賛同をいただき、議会改革の一環として令和2年6月、県内初の通年議会制の導入と、同時に議会基本条例の制定、そして翌年6月には議会議員政治倫理条例を制定し、議会関係条例の整備はほぼ完了しておりますが、議会改革は今後も進めていく必要があるのではないかと考えております。

最近の出来事といたしましては、今年に入り玄海町議会議長として天皇陛下から春の園遊会に御招待をいただき、4月23日に妻と出席いたしました。私どもにとりまして生涯のよき

思い出となり、ありがたく思っているところでございます。

また、令和4年5月から就任しておりました県の町村議会議長会会長職も2年間を無事務め上げ、本日付で退任いたしました。この間多くの人と出会い、いろいろな経験をさせていただき、充実した2年間を過ごすことができました。今後、一議員として今までの経験を生かし議員活動に専念したいと思っております。

本日をもって議長を退任いたしますが、最後に町長をお願いしておきたいことがございます。5月10日に文献調査の受入れを表明されましたが、記者会見等の対応については責任ある立場としての言動に心がけていただくようお願いいたします。

最後になりますが、長い間御支援と御協力をいただいた全ての方々に感謝とお礼を申し上げます、議長退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

○副議長（池田道夫君）

上田議長、長い間お疲れさまでございました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○副議長（池田道夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程1 議長の選挙について

○副議長（池田道夫君）

追加日程1. 議長の選挙についてを議題とします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定によ

り、投票により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

それでは、会議規則第26条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（池田道夫君）

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。会議規則第30条第2項の規定により、5番山口寛敏君、4番小山善照君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

御異議なしと認めます。よって、立会人に5番山口寛敏君、4番小山善照君を指名することに決定いたしました。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（池田道夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

配付漏れなしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○副議長（池田道夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。会議を続けます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（池田道夫君）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

職員に点呼させます。

〔投 票〕

○副議長（池田道夫君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了します。

開票を行います。立会人の5番山口寛敏君、4番小山善照君に開票の立会いをお願いいたします。御登壇ください。

〔開 票〕

○副議長（池田道夫君）

選挙の結果を報告いたします。

職員に報告させます。

○議会事務局長（中村大造君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

井上正旦君 5票

小山善照君 5票

以上でございます。

○副議長（池田道夫君）

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は有効投票数の4分の1ですので、3票であります。いずれも3票を上回っております。同票でございますので、この場合、地方自治法第118条第1項の規定

は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

井上正旦君、小山善照君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引いていただいて、1回目がくじを引く順番を決めるものです。2回目は、この順番に従い、当選人を決定するための本くじです。

くじは12本ありますので、少ない数字の人が先の順位として、当選人のほうも少ない数字の人を当選人と決定させていただきます。よろしいでしょうか。

まずは、くじを引く順番を決めるくじを行います。

3番前川和民君、2番松本栄一君、くじの立会人をお願いします。前のほうへ出てきてください。

それでは、井上正旦君、小山善照君、前に出てきてください。

まずは、くじを引く順番を決めるくじを行います。

井上正旦君、小山善照君、同時に引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（池田道夫君）

小山善照君が6番、井上正旦君が7番、今のくじの結果は、小山善照君が6番と、少ない数ということで、少ない数を引いた小山善照君が、次は本当のくじを引く順番です。先に引いてください。

〔くじ引き〕

○副議長（池田道夫君）

ただいまくじを引いていただきました結果を御報告いたします。

くじの結果、井上正旦君が6番、小山善照君が10番でありましたので、少ない数を引いた井上正旦君が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（池田道夫君）

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○副議長（池田道夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました井上正旦君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで当選人井上正旦君に承諾の弁をお願いいたします。

井上正旦君、御登壇ください。

○議長（井上正旦君）

このたび議長職を務めることになりました井上でございます。何分議会運営には不慣れでございますので、議員皆さんの御協力の下、議会運営を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

話は町政に変わりますが、今回議会では文献調査の請願を受け、議会で賛成多数で請願が採択されました。これを受けて脇山町長は文献調査の受け入れを表明されました。しかし、町民の皆様はいまだ詳しい説明を欲しております。私たち議会と行政はこれら町民皆さんの要望に真摯に応えていかなければならないと思っております。

また、最後になりましたが、上田議長には10年にも長きにわたり議長職を続けられ、議会改革として通年議会を導入されました。今日の議会の基礎を築いていただきました。誠にありがとうございました。この後、まだ任期がございますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（池田道夫君）

以上をもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

これにて臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午後0時40分 再開

○議長（井上正旦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これよりの議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

ここで御報告いたします。

予算特別委員会におきまして、委員長より辞任の申出があり、委員会条例第10条第1項の規定により、これを許可され、委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。

予算特別委員長に前川和民君、副委員長に山口寛敏君が互選されました。

次に、図書館建設特別委員会におきまして、副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第10条第1項の規定により、これを許可され、副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。

図書館建設特別委員会副委員長に山口寛敏君が互選されました。

次に、議会広報特別委員会におきまして、副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第10条第1項の規定により、これを許可され、副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。

議会広報特別委員会副委員長に前川和民君が互選されました。

以上、報告いたします。

追加日程2 会議録署名議員の追加指名について

○議長（井上正旦君）

追加日程2. 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、1番谷丸直司君を指名いたします。

追加日程3 議席の一部変更について

○議長（井上正旦君）

追加日程3. 議席の一部変更についてを議題といたします。

議席を会議規則第3条第3項の規定により議長において一部変更いたします。

議席については、お配りしました新しい議席表のとおりといたします。

なお、議席立札や中継モニターのテロップ等、本日すぐには変更できませんので、新しい議席表どおりの着席は次回の会議からとさせていただきます。御了承方お願いいたします。

追加日程4 議会運営委員会委員辞任の件について

○議長（井上正旦君）

追加日程4. 議会運営委員会委員辞任の件についてを議題といたします。

本件につきましては、私の職責上の都合での件でございますので、ここで副議長と交代い

たします。

〔議長、副議長が交代〕

○副議長（池田道夫君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、これよりは私が議長の職務を行います。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、井上正旦君の退場を求めます。

（午後0時43分 10番井上正旦君 退席）

○副議長（池田道夫君）

それでは、会議を続けます。

井上正旦君から、その職責上の事由によって議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田道夫君）

異議なしと認めます。よって、井上正旦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで、井上正旦君の入場を求め、議長を交代いたします。

（午後0時45分 10番井上正旦君 復席）

追加日程5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（井上正旦君）

それでは、追加日程5．議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に前川和民君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました前川和民君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上をもって本定例会 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和 6 年玄海町議会定例会 6 月会議はこれにて散会いたします。

午後 0 時 47 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議長

玄海町議会副議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員